

電気供給(取次)約款附則(新設プラン)

1 この電気供給約款附則の実施期日

この電気供給約款附則は、2018年7月1日から実施いたします。

2 新設プラン

電気供給(取次)約款「別紙2(従量電灯)」に、次のとおり(6)を追加するものといたします。

(6) 新設プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するものに、お客さまからの申込みにもとづき適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (ハ) ガスを併用する新築の戸建住宅における入居前の需要であり、当該戸建住宅の引き渡しを行う事業者または当該戸建住宅の電気工事を行う事業者が料金の支払いを行うこと。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日の直後の検針日の前日または当該戸建住宅の入居後の需要に対応する需給契約の需給開始日のいずれか早い日までといたします。なお、需給開始日以降1年目の日の直後の検針日以降の需要については、電気供給(取次)約款「別紙2(従量電灯)(1)」に定めるベースプランAを適用いたします。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ニ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または大阪ガスとの協議によって行ないます。

ホ 使用電力量の郵送

新設プランのお客さまについては、原則として使用電力量の郵送による通知は行いません。

ヘ 料金

料金は、その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額および別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	279円 82銭
------	---------------------	----------

電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 95 銭
	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 45 銭
	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 33 銭

ト その他

当社、大阪ガスまたは送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判断するための装置を取り付けることがあります。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気供給(取次)約款「別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」は、次のとおり読み替えるものといたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、ベースプランA、ベースプランA-G、家庭用ガス発電プランおよび新設プランのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 燃料費調整

電気供給(取次)約款「別表 2(燃料費調整)」は、次のとおり読み替えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化

天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 12,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - 12,700 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 12,700 円を上回り、かつ、27,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
---	-------------------------------

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、ベースプラン A、ベースプラン A-G、家庭用ガス発電プランおよび新設プランのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ ベースプラン A、ベースプラン A-G、家庭用ガス発電プランおよび新設プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 43 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 2 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 2 厘
-------------	----------

5 日割計算の算定方式

電気供給約款「別表 8(日割計算の基本算式)」は、次のとおり読み替えるものといたします。

(1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を日割りする場合

$$1 \text{ か月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、この場合に算定された値の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ ベースプラン A、ベースプラン A-G、家庭用ガス発電プランおよび新設プラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 230 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ ベースプランBおよびベースプランB-G

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 230 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ イまたはロによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。